

資料2-33 粉じんに係る指定施設の種別内訳（平成21年3月31日現在）

規則別表番号	施設種類	施設数	割合（％）
2	ベルトコンベア・バケットコンベア	1,819	41.5
15	サンドブラスト等	938	21.4
14	バッチャープラント等	531	12.1
1	堆積場	198	4.5
3	鉱物破碎機等	168	3.8
17	吹付け塗装機	163	3.7
16	チッパー等	157	3.6
7	原料精選施設等	120	2.7
—	その他	294	6.7
合計		4,388	100.0

規則別表とは、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第3のことです。
（四日市市管轄分を除く）

資料2-35 粉じんに係る指定施設の種別別内訳(平成20年3月31日現在)

規則別表番号	施設種類	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	熊野	施設数
2	ベルトコンベア・バケットコンベア	688	137	172	135	259	170	161	23	37	1,782
15	サンドブラスト等	435	130	60	56	50	33	171	4	0	939
14	パッチャープラント等	66	51	63	68	80	78	75	8	31	520
1	堆積場	40	25	15	22	41	27	18	5	2	195
17	吹付け塗装機	9	31	16	45	3	1	70	0	0	175
3	鉱物破砕機等	17	11	31	27	28	8	21	19	3	165
16	チッパー等	3	1	3	7	97	0	13	2	23	149
7	原料精選施設等	4	63	10	33	3	5	1	0	1	120
-	その他	37	47	16	70	15	32	31	33	10	291
	合計	1,299	496	386	463	576	354	561	94	107	4,336

規則別表とは、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第3のことで、
(四日市市管轄分を除く)